

昭和三十三年政令第二百七十五号

高速自動車国道の路線を指定する政令

内閣は、高速自動車国道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

高速自動車国道の路線名、起点、終点及び重要な経過地は、別表のとおりとする。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四〇年一月一日政令第三四九号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四二年一月二二日政令第三四八号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四三年三月一九日政令第四〇号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四四年一月二〇日政令第六号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四五年六月一八日政令第一八九号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四六年六月八日政令第一七九号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四七年六月三〇日政令第二五七号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五三年一月六日政令第三六四号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五四年二月二七日政令第二七号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五七年一月二九日政令第一四号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六一年二月四日政令第一〇号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成元年二月一七日政令第三五号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成三年二月二〇日政令第三七六号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成九年二月五日政令第一二号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成一二年一月一九日政令第五号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成一六年三月一九日政令第五〇号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第九条から第四十四条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成二〇年一月一八日政令第六号）
この政令は、公布の日から施行する。

別表

路線名	起	終
	点	点
	重要な経過地	

東海北陸一 自動車道	第二東海横 自動車道	横浜名古屋 屋線	中部横断静 自動車道	北陸自動車 車道	近畿伊勢 自動車道	名古屋 山線	吹田天 線	名古屋 屋線	戸線 市	松原松 那智原 線	尾鷲 多氣 線
砺波市	各務原市 岐阜市 関市 美濃市 郡上市 高山市 飛騨市 南砺市	藤沢市 綾瀬市 海老名市 厚木市 伊勢原市 秦野市 御殿場市 裾野市 沼津市 富士市 富士宮市 静岡市 藤枝市 島田市 掛川市 磐田市 浜松市 新城市 豊川市	山梨県南巨摩郡身延町 同郡増穂町 南アルプス市 甲斐市 韮崎市 北杜市 長野県南佐久郡佐久穂町 佐久市 小諸市	米原市 燕市 三条市 見附市 長岡市 柏崎市 上越市 糸魚川市 黒部市 魚津市 滑川市 富山市 射水市 高岡市 砺波市 小矢部市 南砺市 金沢市 白山市 能美市 小松市 加賀市 あわら市 坂井市 福井市 鯖江市 越前市 敦賀市 長浜市	伊勢市 春日井市 清須市 愛知県海部郡飛島村	津島市 愛西市	吹田市 大和郡山市 香芝市 柏原市 羽曳野市 藤井寺市 松原市 大阪市 八尾市 東大阪市 大東市 門真市 守口市 摂津市 茨木市	名古屋市 愛知県海部郡飛島村 弥富市 桑名市 四日市市 鈴鹿市 亀山市 甲賀市 栗東市 大津市 城陽市 京田辺市 八幡市 枚方市 高槻市 茨木市 箕面市 川西市 宝塚市	戸線市	和泉市 岸和田市 貝塚市 泉佐野市 泉南市 阪南市 和歌山市 海南市 御坊市 田辺市 和歌山県西牟婁郡すさみ町 同県東牟婁郡串本町	三重県北牟婁郡紀北町

車道 関門自動 市関下	空港線 関西国際 泉野市上之郷	空港線 成田国際 成田市大田山	自動車道 九州自北 九州市	自動車道 延岡線 熊本県上益城郡嘉島町 同郡山都町 宮崎県西臼杵郡高千穂町	九州長崎 横断大分 自働線 市崎	自動車道 宮崎線 宮崎市	縦貫島線 九州 市州九北	九州鹿見北 町南愛
			行橋市 福岡県京都郡みやこ町 宮崎県宮崎郡清武町 日南市 串間市 志布志市 鹿屋市 曾於市 霧島市 鹿児島県始良郡加治木町		諫早市 大村市 嬉野市 武雄市 多久市 小城市 佐賀市 神埼市 鳥栖市 小郡市 朝倉市 日田市 大分県玖珠郡玖珠町 由布市 同県速見郡日出町 別府市		水町 山鹿市 合志市 熊本市 同県上益城郡嘉島町 同郡御船町 宇城市 八代市 人吉市 えびの市	直方市 宮若市 福津市 古賀市 福岡市 大野城市 太宰府市 筑紫野市 小郡市 鳥栖市 久留米市 八女市 筑後市 みやま市 熊本県玉名郡和霧島市 鹿児島県始良郡加治木町

沖繩自動車道
名護市
那覇市
うるま市
沖繩市
宜野湾市
浦添市